

外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議

報告書(案)

目次

はじめに

1. 外国人児童生徒等を取り巻く環境
2. 外国人児童生徒等が教科書使用に当たり抱える困難
3. ICT 教材による外国人児童生徒等の教科書使用上の困難の軽減
 - (1)ICT 教材の活用の概要
 - (2)ICT教材の活用により期待される効果
4. ICT 教材の利用に係る今後の方向性と課題、留意点

はじめに

- 近年、我が国に在留する外国人が増加していることに併せて、日本語指導が必要な児童生徒数は大幅に増加している。

文部科学省では、外国人の子供の教育や日本語教育等に係る課題について検討し、新たな時代における共生社会の実現に必要な施策を充実させていくために、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」を設置し、取り組むべき施策について検討を行い、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～」（令和元年6月）を取りまとめた。
- この報告において、教科書等の使用に当たって困難を抱えている外国人児童生徒等が存在する現状に鑑み、当該児童生徒が利用しやすい教材の活用等、ICTを活用した支援体制を整備することとされた。
- この状況を踏まえ、今般、「外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議」を令和元年8月から5回にわたって開催し、障害のある児童生徒のために作成されている音声教材や、令和元年度より紙の教科書に代えて使用できるようになった学習者用デジタル教科書という、ICTを活用した教材を用いることで、随意のタイミングで教科書の音声情報を入手できること等に着目し、当該ICT教材が外国人児童生徒等の教科書使用上の困難を軽減することに有効であるかどうか、また、実際に活用するために必要な対応や配慮等について、検討を行った。

1. 外国人児童生徒等を取り巻く環境

【学校現場における外国人児童生徒等の現状】

- 昨今、公立の小学校、中学校、高等学校等における、日本語の指導が必要な児童生徒（日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、又は日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒）は増加傾向にある。

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 30 年度）」によると、日本語の指導が必要な児童生徒は平成 30 年度には 5.1 万人と、平成 20 年度（3.3 万人）から 1.5 倍になっている。このうち、4.1 万人は外国籍、1.0 万人が日本国籍である。日本国籍であっても、日本語指導が必要な児童生徒は増えており、国籍にかかわらず、支援が必要となっている（本報告においては、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も含めて、「外国人児童生徒等」と記載している。）。
- また、日本語の指導が必要な児童生徒のうち、329 人は特別支援学校に通っているなど、特別支援教育が必要で、かつ、日本語指導が必要という児童生徒も少なくはなく、そのような二重の困難を抱える児童生徒への支援も必要とされている。
- 外国人児童生徒等の持つ背景は様々であり、例えば母語について、ポルトガル語や中国語、フィリピン語、スペイン語等が多い状況にはあるものの、多様化している。

- また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校数は 7,852 校であり、全学校数の2割程度ではあるが、その割合は増えている。さらに在籍児童生徒数を見ると、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数別に見ると、1人の学校が最も多く 3,144 校ある一方、5人以上在籍している学校も 2,026 校ある。在籍児童生徒数には、地域の外国人住民の数や地方公共団体の受入体制等が映し出されており、それらは学校における指導体制にも影響している。
- 外国人児童生徒等の滞在の長期化や、日本生まれの外国籍の子供の増加により、その教育課題は、日本語での口頭コミュニケーション力や文化適応のみならず、学力向上や進路選択の問題等も含め多岐に渡っており、状況に応じた配慮が必要となっている。

【外国人児童生徒等への支援】

（文部科学省での取組）

- 取り出しによる日本語指導や教科指導を行うための「特別の教育課程」の編成・実施できるよう制度改正を行い、平成 26 年4月から施行している（後述の「学校での取組」にも記載。）。
- 平成 29 年に改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づき、これまで予算の範囲内で加配措置してきた教員の定数を基礎定数化し、日本語指導が必要な児童生徒数に応じて算定することとし、2026 年度までの 10 年間で計画的に措置するとともに、地方公共団体が行う外国人児童生徒等への指導体制の整備等を支援するための施策を実施している。
- 日本語指導アドバイザリーボードを設置し、外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を得るとともに、教員研修の講師や指導助言等を行うため、地方公共団体等への派遣も行っている。

（地方公共団体での取組）

- 地方公共団体における取組は様々であるが、例えば、それぞれの実態に応じて、日本語指導を担当する教員、非常勤講師、日本語指導補助者、母語支援員を配置する措置を講じたり、初期適応・学習支援や保護者対象の通訳支援を行ったりしている。
- 地方公共団体の中には、学校外で、来日直後の外国人児童生徒等を対象に、日本語の基礎的な内容や学校生活を体験的に学べるように集中型の指導を行っている場合もある。このような取組の期間中には、学校生活に円滑に適応し、友人との関係が作れるように、週に数日は在籍する学校・学級でクラスメイトと過ごせる時間を設ける等の配慮が行われている。
- 教師等を対象とした研修として、日本語指導の担当者向けの他、校長や日本語指導補助者等向けのものを実施している地方公共団体もある。

（学校での取組）

- 校内の指導体制は学校によって異なるが、学校・在籍学級での支援は不可欠である。例えば、

担任教師が個別に学習する時間等を活用し、分からない単語を外国人児童生徒等の母語に翻訳する等して、必要に応じた支援を行いながら、教科学習のための指導を行う等のケースがある。

- また、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるために、在籍学級以外の教室において、日本語指導を担当する教師が取り出しで日本語指導や教科の補習などを行うという、特別な指導が行われている。加えて、「文部科学省での取組」で触れたとおり、平成 26 年度からは、特別の教育課程を編成・実施することが可能となった。実施に当たっては、児童生徒の発達段階を考慮した個別の指導計画の作成と評価が必要である。

このような特別な指導等については、日本語の能力が不十分な児童生徒には基礎的な日本語の習得のための指導を行い、生活に必要な言語能力はあっても学習に必要な言語能力がない児童生徒には、学習参加のための日本語能力を高めるために、教科内容等と日本語を統合した教育を行う等、個々の児童の実態に応じた指導に努めることとされている。

- なお、日本語指導が必要な児童生徒への特別な指導としては、児童生徒の滞在期間や日本語習得状況等を考慮し、来日初期の基礎的な指導である「サバイバル日本語」や「日本語基礎」等から、教科等の内容と日本語の両方の力を高めるための「日本語と教科の統合学習」等、一人一人に合わせた個別の指導計画を作成することが求められる。指導計画に鑑み、教科書による指導をどの段階でどのように実施するかを決めることは、以後検討していく、ICT を活用した教材の有効な利用に当たって不可欠である。この「日本語と教科の統合学習」を行うに当たっては、日本語指導と教科指導を統合した課程により、日本語で学ぶ力を付けることを目的として開発された「JSL カリキュラム」を踏まえた指導のほか、教科書の内容を分かりやすく書き直したりライト教材による指導等も行われている。

また、日本語指導や教科指導に当たっては、外国人児童生徒等の日本語の力の把握が必要である。そのツールの一つとして「DLA(外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント)」が利用されている。この参照枠を参考に、外国人児童生徒等の日本語の力の段階を踏まえた支援が求められていることも、ICT を活用した教材の有効利用の検討に当たり肝要な点である。

(参考)JSL 評価参照枠

ステージ	学齢期の子供の在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き自律学習段階
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	個別学習支援段階
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	初期支援段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	

2. 外国人児童生徒等が教科書使用に当たり抱える困難

○ 以下のように、外国人児童生徒等の教科書使用上の困難軽減のための支援の重要性は高い一方、求められる支援内容は、それぞれの生徒に応じ多岐にわたるものとなっている。

- 外国人児童生徒等については、上記のような取組が行われているところだが、日本語に通じないこと等に起因して、教科書を使用するに当たり困難が生じている。
- 学校における取り出しの指導は週に数回程度の場合が多く、それ以外は在籍学級で学ぶこととなるが、在籍学級で、外国人児童生徒等それぞれの日本語能力に配慮した支援を受けながら、授業を受けられる状態にあるとは限らない。さらに、家庭での学習においても、保護者も日本語に通じない場合が多いため子供の学習をサポートすることが難しく、自習することが困難という場合も多い。
- 問題なく会話ができている児童生徒であっても、音と文字を対応させる能力が弱く、文字の読み書きには困難があるといった場合もある。
また、漢字については、複数の読み方があり、字形が類似したものも多い。さらに、読みが分からない場合には意味が調べにくく、自分で学習することも難しい。
- 日本語に通じないために文字の読み書きに問題のある外国人児童生徒等を対象とした、視線追尾検査や、STRAW、RM、DEM、ATLAN 等の検査による読みの困難度の調査結果によると、その読みの困難度の平均は、現在音声教材の提供を受けている、読みが困難な児童生徒と同等若しくはそれ以上だった。
したがって、教科書の使用に当たって、日本語に通じないために生じる困難と、障害により生じる困難は、その原因は全く異なるが、その程度は必ずしもどちらの方が軽いと言えるものではなく、いずれの場合もその困難を解消するための支援が必要であると考えられる。
- 効果的な支援の方法は、対象となる外国人児童生徒等一人一人の状況によって大きく異なってくる。
例えば、母国等で年齢相当の教育を既に受けており、日本語で理解できなくても母語であれば問題なく学習できる場合は、母語の教材や、母語・日本語の教科用語の対訳集等を活用できる。しかし、来日前に、学校教育を受けた経験がない場合や、日本で生まれて母語も日本語も十分に習得できていない場合等は、体験を通して理解させたり、やさしい日本語で解説したりする等、有効な支援は異なる。
- 教育段階によっても、教科書の使用状況は異なり、求められる支援も変わってくる。
例えば、中学校段階では、卒業後の進路を意識した教育が行われており、日本語と教科内容の指導を体系的かつ統合的に実施し、教科の知識・技能の獲得に結びつけることが求められるため、教科書を利用した学習の重要性は増す。
さらに、中学校では、教科の内容は複雑で抽象度が高くなるため、日本語に通じない生徒に

とって、それを理解することは大きな困難となる。このため、補習等の特別な指導が必要となる教科数も増え、生徒一人一人に応じた支援が一層求められている。

- また、教科書の音読に当たって困難があると感じられる児童生徒について、具体的にどのような点で困難さを感じるかという点については、例えば逐次読み(文字を1字ずつ読む)になる場合や、意味のまとまりがつかめずに、単語や文節の切れ目が分からないといった読みの基礎的な能力が課題となっている場合がある。一方で、漢字や熟語が読めない、音読ができたとしても語彙の意味や文の内容が理解できないといった教科内容と密接に関わる点に困難を抱えている場合もあり、児童生徒によって必要な支援は異なる。

3. ICT教材による外国人児童生徒等の教科書使用上の困難の軽減

- 前述したような外国人児童生徒等が抱える困難を軽減させるために、例えば、読めない漢字があれば読み方を教えたりルビを振ったり、文節や単語の切れ目が分からなければ読み上げたり、その切れ目にスラッシュを入れたりといった方法で、各現場において教師等が個別に対応しているのが現状である。
- 一方、障害により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒のための「音声教材」や、教科書に代えて使用できるよう制度化された「学習者用デジタル教科書」といった、教科書の記述内容を音声化し、ICT 機器により再生できる教材の活用が進められているところ。
- これらの ICT を活用した教材(以下、「ICT 教材」という。)については、使用者が随意のタイミングで教科書の音声情報入手できる機能等を持つことから、現場で行われている外国人児童生徒等への指導・支援に活用することで、教科書使用上の困難を軽減させ、学びの質の向上につなげることができる部分があると考えられる。このため、その有効性について検討していくこととする。

(1)ICT 教材の概要

- 各教材の概要は以下の通り。

①音声教材

- 制度

発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒を対象とした、ICT機器を活用して学習する教材であり、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、ボランティア団体や大学等が、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用して作成している。

現在、文部科学省においては、音声教材製作団体に調査研究を委託しており、その成果物

である音声教材は、障害のある児童生徒に無償提供されている。

なお、著作権法第 33 条の3(教科用拡大図書等の作成のための複製等)第1項に基づき、著作権者の許諾なく作成・配布を行うことができるが、この規定の対象に外国人児童生徒等は含まれていない。

- 機能

音声教材には複数の種類があるが、紙の教科書に対応した合成又は肉声の読み上げにより、音声で教科書の内容を把握することができる。さらに本文等のテキストをICT機器上で表示し、読んでいる箇所をハイライトする機能を持つもの等もあり、使用者の特性に合わせて、使用しやすいものを選択することが可能である。

- 留意点

現行制度において、音声教材は障害のある児童生徒のためのものとなっており、障害のない外国人児童生徒等が使用することはできない。

②学習者用デジタル教科書

- 制度

教科書発行者が紙の教科書の内容を、レイアウトも含めてそのままデジタル化した教材であり、平成 31 年度(令和元年度)より、日本語に通じない児童生徒も含め、教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて、学習者用デジタル教科書を使用することが可能となった。

なお、著作権法第 33 条の2(教科用図書代替教材への掲載等)に基づき、学校教育上必要と認められる範囲で、紙の教科書に掲載された著作物について、掲載することができる。その際には、あらかじめ教科書発行者に通知するとともに、著作権者に対して文化庁長官が定める補償金を支払う必要がある旨、同条第2項に規定されている。

- 機能

教科書発行者により異なるが、児童生徒の特性に応じてカスタマイズできる機能を搭載しているものもある。

(参考)令和2年度使用小学校用デジタル教科書に搭載予定の機能

機械音声読み上げ(速度調整可能)、文字の拡大、総ルビ表示、ハイライト表示、行間設定、背景色・文字色の変更、フォントの変更等

なお、教科書を肉声で読み上げた音声が付いた音声データや、ワークシート等、教科書内容と結びついたデジタル教材がセットで販売されているものもある。

- 留意点

現行制度では教科書の無償給与の対象外となっており、学習者用デジタル教科書を使用するかどうかについては、教育委員会等が判断することとなっている。

(2)ICT教材の活用により期待される効果

- 外国人児童生徒等が、これらの ICT 教材を活用することにより各自任意のタイミングで音声情報を得られるようになれば、特に以下のような点で、その学習の効果を高められると考えられる。

【外国人児童生徒等の言語学習】

- 初期の基礎的内容を学習する段階から、学年相当の教科書の学習に日本語で参加するために必要な文章を理解するための学習段階まで支援できると考えられる。

①発音、イントネーション、アクセント

来日直後の、生活に必要な日本語を学んでいる段階において、分からない箇所を何度も繰り返したり、読み上げ速度を調節したりしながら日本語の読み上げ音声を聞くことによって、発音、イントネーション、アクセントも含めて学ぶことができる。

②音と文字の対応

文字の認識とその文字を音声化するプロセスに困難を抱える児童生徒であれば、読み上げ音声を教科書と照らし合わせながら、文字との対応関係を学ぶことができるようになる。

③漢字の読み

漢字の読み方が確認でき、意味を調べることもできる。

④音声化による文章の意味の理解

単語や文節の切れ目が分からない場合にも、読み上げ音声を聞くことで、それらを認識し、単語や文章の意味の理解につなげることができる。また、会話する力がある児童生徒は、音で聞けば理解できることも多く、音声化により内容が分かる場合もある。

【児童生徒の学び方・意欲】

- 児童生徒が自分で音声情報を得られれば、教師が不在であったり他の児童生徒に対応していたりして、教師のサポートが得にくい状況でも、自学・自習で学習を進めることができる。
- 自分で教科書が読めるようになることで、外国人児童生徒等自身の学ぶ意欲を高めることができる。
- 家庭で ICT 教材を使用できる環境があれば、保護者が日本語に通じない場合であっても、家で音声を聞きながら予習できるようになり、教室での学習参加の支えとなる。
- 教科学習のみならず、児童生徒が毎日継続して学ぶことが重要な日本語の習得についても、ICT 教材を使うことで、誰にも気兼ねすることなく、自分のペースで何度も反復して音声を聞けることで、習得を促進できる。

【より効果的な指導、教師の負担軽減】

- 外国人児童生徒等が自習できる範囲が広がることで、児童生徒が家庭等で一定の学習をしていることを前提として、教師はより効果的に授業時間を利用することが可能になる。
 - ICT を利用した自学自習により音読や文章の概要が理解できれば、それを土台にした深い理解や、探究的な活動を個別指導として実施することができるようになり、外国人児童生徒等への指導の充実に資する。
 - 漢字が読めない児童生徒に読みを教えたり、文字だけでは文節の切れ目や内容を把握できない児童生徒のために繰り返し読み上げを行ったりといった個別対応が、ICT 教材によって不要になる場合もあり、負担を減らすことができる。
 - 効果的な指導、教師の負担軽減については、在籍している外国人児童生徒等が1人のみという学校が増える中、日本語指導を専門とする教師が配置されていないような学校での指導を支えるために、今後もさらに重要になる観点と考えられる。
- 音声のみならず、端末上にテキストを表示するICT教材の場合には、指導対象となる外国人児童生徒等の日本語習得状況に応じて、漢字にルビを振る機能、読み上げている箇所をハイライト表示する機能、分かち書き機能、縦書きと横書きを選択できる機能等、これまで学校現場で行われてきた支援を簡易に行えるような機能を備えたものもあり、児童生徒の状況に応じて、それらを活用して指導することも有効と考えられる。
- なお、障害のある外国人児童生徒等の場合には、上記に加え、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された印刷物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」により母国等の教科書を音声教材化したデータがオンラインで入手できる場合がある。そのような教材を活用することも考えられる。その場合は、教師が、児童生徒の母国等の教科書を用いて指導することができない学校がほとんどであるため、母語支援員を配置するなど、学校側の体制を整えることにも留意する必要がある。

4. ICT 教材の利用に係る今後の方向性と課題、留意点

- 以上のとおり、教科書使用に係る外国人児童生徒等の困難を軽減し、学びを充実させるために、ICT 教材を活用することは、幅広い観点から効果的であると期待され、その活用を推進していくべきものと考えられる。
- しかし、実際に現場での活用を進めるには、課題や留意点が存在している。
このため、国においては、今後、以下の取組を行う必要がある。

【音声教材について】

- 前述のとおり、著作権法第 33 条の3では、障害により教科書を使用することが困難な児童

生徒のために、音声教材等の作成・提供を、著作権者の許諾なく行うことができることとなっている。一方、この規定の対象に外国人児童生徒等は含まれていないため、障害のある児童生徒向けに作成した音声教材を外国人児童生徒等に提供することはできない。

音声教材を活用して、外国人児童生徒等の学びを充実させるために、関係団体の理解を得た上で、著作権法第 33 条の3の規定を見直すこと。その際、インターネットを利用した提供（公衆送信）も可能とすること。

また、著作権者の利益が不当に害されることのないよう留意する必要がある。そのためにも、特にインターネットを利用した送信を行う場合には、対象となる児童生徒以外の者にデータが流出することを防止するための対策を取ることの重要性に留意すること。

- 制度の見直しに当たっては、外国人児童生徒等のおかれている状況や制度改正の目的、重要性をしっかりと示し、著作権者からの理解を得られるよう努めること。
- 申請・提供に関して教育委員会等に協力を依頼する等、製作団体の負担にも配慮しつつ、より多くの児童生徒が音声教材を利用できるよう運用していけるよう検討すること。

【学習者用デジタル教科書について】

- 今後行われる学習者用デジタル教科書の在り方の検討において、外国人児童生徒等の困難を軽減する観点から、以下の点に留意して検討を行うこと。

（機能について）

- 現在は、発行者や教科によって、有する機能や操作方法が異なっており、学校現場での円滑な活用に資するよう、機能等について、統一的な基準の設定を促すことが求められている。

（制度について）

- 学習者用デジタル教科書の定義として、現行制度では、紙と全く同じレイアウトとされており、通常学級でも他の児童と同じように活用できるという利点があるが、幅広い児童生徒にとって、より使い易いものとする観点も含めた在り方の検討が必要とされている。
- 希望する外国人児童生徒等が広く学習者用デジタル教科書を使用できるよう、現在は有償であり、教育委員会等で購入を判断することになっている費用負担の在り方についても検討すべきである。

【ICT教材の効果的な活用について】

- ICT 教材の使用に当たって、他の生徒と異なる機器や教材を用いたり、特別な使用方法をしたりする場合には、周囲の生徒や保護者の理解も必要となるため、児童生徒を受け入れる学校や周囲の児童生徒からの理解を得られる配慮をしながらICT教材の活用を進めてい

くこと。また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月5日閣議決定)において、令和5年度までに、義務教育段階の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す旨記載されており、この方針の下、児童生徒一人一人の状況を考慮しながら、着実にハードの整備を進めること。

- 障害のある児童生徒のために作成されている音声教材や、制度化されて日の浅い学習者用デジタル教科書等について、外国人児童生徒等を指導する教師に存在が知られていないことも多いため、まずその存在を情報発信し、それによってどのような利点があるのか、ICT教材の機器・機能の使用方法等の基礎的なことから教師が把握できるよう周知を行うこと。
また、母語での情報発信等により、外国人児童生徒等の保護者もICT教材の存在を認識し、その使用条件等を把握できるよう周知を図ること。

- ICT教材はあくまでツールであり、その使用を目的化するのではなく、教師が授業に取り入れ、活用できるようになることが重要である。このため、研修等により教師の指導力の向上を図るための環境を整えること。

また、ICT教材の特性を生かすためにも、以下の点について教師に留意を求めていくこと。

- 日本語指導の際に、現場では文字の読み書きの教育が優先されがちであるが、音による指導も重要であり、ICT教材の活用を進めるとともに、音と文字の指導をバランス良く実施することの重要性も意識する必要があること。
 - 音と文字を同期させて提示することでその対応関係を学ばせるのみならず、漢字や単語の意味を理解し、それを運用する力を高めることが重要であること。
 - 認知的な側面で発達の途中にある外国人児童生徒等には、教科等の学習を支える思考力の土台として日本語の力を培う必要があること。
 - 母語と日本語の間における文法の違いや、語の意味範囲の違い、さらには、背景にある文化や社会的状況の違いを考慮すること。
- 保護者も日本語に通じない家庭が増えている中、家庭での予習・復習、宿題を可能とし、一斉授業に参加できるよう促すべく、学校の教室、放課後の指導のみならず、家庭での自習にも使用できるよう検討すること。
 - 音声教材と学習者用デジタル教科書について、それぞれの特徴に鑑みて位置付けを整理し、使用する児童生徒が、機械音声読み上げのみで良いか、肉声の朗読も必要なのか、使いたい機能は何かといった各自の状況に応じた教材選択を円滑に行えるようにするとともに、教材の質の向上や、作成作業の効率化を図るため、音声教材の製作団体と教科書発行者が連携し、知見を共有するよう促すこと。

【外国人児童生徒等の抱える困難の軽減について】

- ICT教材を活用することは、多くの外国人児童生徒等が共通して抱えている困難の一部を

軽減させることにつながるものではあるが、これで全ての困難が解消されるものではない。今後も、外国人児童生徒等に向けた教材の在り方等も含め、外国人児童生徒等の学習を充実させていくために、以下のような総合的な取組について検討することも求められる。

- これまで現場等で行われてきた、外国人児童生徒等一人一人に向けた支援の蓄積を生かしつつ、外国人児童生徒等が活用しやすいICT教材等の作成につなげられるようにしていくこと。
- 外国人児童生徒等を対象としたやさしい日本語や母語に訳した教材、図や絵を活用した教材等にかかる情報の集約・発信等により普及・活用を促進していくこと。